第二章　船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明

第二―一規則　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件

1　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。

2.2　ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第一節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第一節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―二規則　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.2.1　承認された訓練計画（ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第二節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間

2.2.2　長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練（この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。）により、又は千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される承認された記録簿によって証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。

2.3　ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

2.4　無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するために適当な、第二―六規則に定める関係要件を満たすこと。

3　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第二節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―三規則　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件

1　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長は、第二―一規則の規定により発給された証明書を受有している場合を除くほか、少なくともこの第二―三規則の規定により発給される資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　限定水域又は無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。

2.2　ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第三節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　締約国は、同一の限定水域において運航する全ての漁船及び稼働する全ての構築物の安全に及ぼす影響に留意した上、第一―一規則に規定する定義に従って自国が定める限定水域を考慮し、及び能力に係る基準に含めるべき追加の事項を決定すべきである。

4　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第三節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―四規則　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、第二―二規則の規定により発給された証明書又は少なくともこの第二―四規則の規定により発給された資格証明書のいずれかを受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.2.1　承認された訓練計画（ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第四節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間

2.2.2　長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練（この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。）により、又は千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される承認された記録簿によって証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。

2.3　ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第四節に定める能力に係る基準を満たすこと。

2.4　無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するため、適当な要件を満たすこと。

3　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－Ｆコード第Ａ部第二章第四節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。